

2012年7月10日

## 日中韓投資協定について

上海産業情報センター

横江 隆弘

本年5月13日に「投資の促進、円滑化および保護に関する日本国政府、大韓民国政府、及び中華人民共和国政府の間の協定」(以下、日中韓投資協定という。)が署名されたという報道は記憶に新しいことだと思います。名前からして長く、堅いイメージがありますので、取っつき難い感じがしますが、皆様が海外に投資した貴重な資金、設備及び土地などを守ることを約束した重要な協定です。

今回、経済産業省の担当官からこの協定の概要をお聞きする機会を得ましたので、その内容を報告したいと思います。

### 1 そもそも投資協定とは？

投資協定とは、企業が投資した財産を投資先の相手国が保護することを約束するものです。そして、この財産を保護するという約束を各国でどのように担保していくのか(具体的には、相手国の裁判所でなく、国際仲裁手続きの下で、投資先の相手国を訴えることができること。)を約束するものです。

### 2 投資協定の種類

投資協定には、①保護協定と②自由化協定の2種類があります。保護協定とは、投資活動の適用範囲を投資後(運営、管理、売却等)に限定している協定であり、自由化協定とは、投資後だけでなく、参入段階をも対象とする協定です。具体的には、株式のマジョリティは何パーセントまでとか、最低投資額は、いくら以上でなければならないというような制限をも規制するということです。

今回の日中韓投資協定は、①保護協定の範疇に入っています。

### 3 投資協定の基本精神

基本精神の一つは、「差別しないということ」です。これを二つに分けて説明します。

#### ① 最恵国待遇

他の外国人と差別しないこと。具体的には、日本人が中国に投資した場合において、アメリカ人、イギリス人、韓国人、インド人など他の外国人と差別しないということです。

#### ② 内国民待遇

投資した国の国民、(例えば中国に投資した場合は中国人)と差別し

ないこと。

基本精神のもう一つは、公正衡平待遇ということですが、投資家の合理的な期待を裏切らないということであり、非常に抽象的でわかりにくい表現ですが、抽象的になっているためにかえっていろいろな事柄があてはまることとなります。

例えば、投資家がある国に対して、投資の事前調査を十分に尽くし、関係政府部門等にも根回しをしていて、許認可寸前まで到達していた案件が何ら明確な理由もなく、ダメになってしまうことがないようにするという趣旨のものであります。

ほかに、収用の制限と適切な補償について、投資協定ではルールとして定めています。政府による収用（国有化）を原則禁止しています。ただし、大きな橋・道路を架けるというような場合、①公共の目的のために、②正当な法手続きの下、③差別的でない方法により、④迅速かつ実効的に（公正な市場価格に基づいて行うこと）、収用し、補償しなければならないということになります。

また、紛争や争乱、革命などによって投資財産が損害を被った場合、投資受け入れ政府は、それに対する損害賠償について内国民待遇及び最恵国待遇を保障することも約しています。

#### 4 国家と投資家間の紛争解決（投資協定の執行）

日本から企業が、中国に投資した場合において、もし問題が勃発した場合は、通常中国の裁判所（司法）に救済手続きを求めることとなります。この救済手続きに信用ができない、例えば、そもそも手続きがはじまらないとか、裁判官に対する不信感があるような場合、第三者機関による仲裁を受けることなど公正な紛争処理手段が利用できると安心になります。また、実際に相手国政府を訴えるのはなかなか難しいですし、その前に問題を解決したいと考えるのが人情でもあります。このような場合にも、実際に訴えなくても、相手国政府を牽制し、交渉を有利に進める材料として有効になります。

現在、国際仲裁手続きとして、①投資紛争解決国際センター（ICSID）による仲裁と②国連国際商取引法委員会の規則に基づく仲裁（UNCITRAL仲裁）の2種類があり、世界では直近10年間に公表された案件だけでも300件を超える仲裁が行われているそうです。

日本に関わる事例でも、2006年に上海市嘉定区に進出して間もない日系企業十数社に、商業・住宅地の開発に伴い、地元政府から立ち退きを求められたケースがありました。移転に伴う操業停止補償金が当初ごくわずかしか認められないという案件でしたが、在日本総領事館領事が、日中投資保護協定の規定に基づく適切な補償を得られるようにすべきだと主張し、この働きかけが効果的であり、ほぼ解決に至っていったというケースだったそうです。

#### 5 日中韓投資協定の背景と意義

現在、日中韓の三か国の間には、日中投資協定（1989年発効）、日韓投資協定（2003年発効）、中韓投資協定（2007年改正発効）と、それぞれ二国間の投資協定が存在しています。三か国間のさらなる投資促進を図るため、2007年3月から日中韓投資協定の交渉が開始され、13回の交渉会議を経て、今年3月に実質的な交渉が妥結されて、同5月13日に中国で署名されました。今後、各国の批准（日本では国会において）を経て発効する予定になっています。

日中韓投資協定は、三か国間の投資を一層活発化させ、三か国の経済成長に大きく寄与するものであり、また日中韓三か国による経済分野での初めての法的枠組みを構築するものであり、経済的意義のみならず、三国間の関係を強化するという政治的な意義も有しているとされています。

日中韓投資協定には、特に中国との関係において、既存の日中投資協定の内容に加えて、知的財産権の保護や不合理な技術移転要求の禁止に関する規定が設けられています。また、投資家と相手国政府間の紛争解決の規定を充足するなど、全般的に投資保護の水準を高める内容になっています。

ぜひ海外に投資される、されている企業の皆様には、政府間でこのような協定が結ばれているということを知っていただければと思います。

上海産業情報センターでは今後もこれらの状況に注視していきたいと考えております。